

松中サポーターズクラブ会則

第 1 条 名称及び事務所

この会は、松中サポーターズクラブと称し、事務所を八王子市松が谷 23 番地におく。

第 2 条 目的

この会は、会員が学校と協力して子供たちの健全な成長、発達を支援するとともに、会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 方針

この会の方針は、次のとおりとする。

- 1、この会は、教育を旨とする民主的なボランティア団体として活動する。
- 2、この会は、全ての活動を会員の自由意志に基づくボランティアで運営する。
- 3、この会は、特定の政治・宗教活動及び営利を目的とした行為は行わない。
- 4、この会は、目的を同じくするほかの機関・団体と協力する。
- 5、この会は、学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 条 活動

この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1、学校の教育活動への援助協力を行う。
- 2、生徒を取り巻く教育環境の改善に努める。
- 3、公教育費（図書費など）の充実を図る。
- 4、広報活動ならびに会員相互の親睦と教養を高める。
- 5、八王子市中学校 PTA 連合会の活動を通し、他校との連携を図る。
- 6、その他、この会の目的を達成するために必要と認めた活動をする。

第 5 条 会員

この会は、以下の会員（以下、サポーター）で構成する。

- 1、本校に在籍する生徒の保護者
- 2、本校卒業生の保護者
- 3、本校に勤務する教職員

第 6 条 サポーターの種類

サポーターは以下の 3 種類で構成し、入学時に選択して入会する。

- 1、本部サポーター
年間を通して活動するサポーター
- 2、イベントサポーター
イベント毎に募集されるボランティアに年に 1～2 回参加するサポーター
- 3、スマイルサポーター
活動はしないが会費だけ協力するサポーター

第 7 条 本部サポーター

この会に、次の本部サポーターをおく。

- 1、会長 1 名
- 2、副会長 2 名以上
- 3、事務局 2 名以上
- 4、校外 2 名以上
- 5、イベント 2 名以上
- 6、顧問 1 名
- 7、学校運営協議会委員 1 名（会長が兼務でも可、会長または副会長経験者が望ましい）

第 8 条 本部サポーターの選出

本部サポーターの選出は、立候補のみとする。

第9条 会長の選出

会長の選出は、立候補、本部サポーターによる協議で決める。

複数立候補がある場合は、本部会決議ルールを適用した投票によって決める。

第 10 条 本部サポーターの任期

本部サポーターの任期は、以下の通りとする。

- 1、会長 任期は 1 年とし、再任は 1 年までとする。
- 2、副会長 任期は 1 年とし、再任は 2 年までとする。
- 3、事務局 任期は 1 年とし、再任は妨げない。
- 4、校外 任期は 1 年とし、再任は妨げない。
- 5、イベント 任期は 1 年とし、再任は妨げない。
- 6、顧問 任期は 1 年とし、再任は 1 年までとする。
- 7、学校運営協議会委員 任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 11 条 イベントサポーター及びスマイルサポーターの任期

イベントサポーター及びスマイルサポーターの任期は 1 年とし、再任は妨げない。

第 12 条 総会

総会は、本会の最高議決機関であり、全サポーターで構成する。

第 13 条 総会の開催

総会は定期総会と臨時総会とする。なお形式は、対面総会または書面総会とする。

- 1、定期総会は、年 1 回、年度はじめとする。
 - ①会務の報告と年度決算の承認
 - ②本部サポーターの承認
 - ③活動計画案と予算案の承認
 - ④会則改正他、必要事項の審議

- 2、臨時総会は、本部サポーターが必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要請があった場合、会長はこれを招集しなければならない。
- 3、総会資料は、印刷による配布または電磁的方法により開示する。

第 14 条 総会の定足数及び議決数

- 1、総会の定足数は会員の 3 分の 1 とする。委任状、議決権行使書の提出者（書面または電磁的方法による）も含む。議決権は 1 世帯 1 票とする。
- 2、総会の決議は、対面による決議、または書面決議（電磁的方法も含む）によるものとし、過半数で決する。
- 3、未投票、議決権行使書の未提出、及び白紙提出は賛成に含むものとする。
- 4、可否同数の場合、会長がこれを決める。

第 15 条 本部会の開催

本部会は、総会に次ぐ議決機関である。

本部サポーターをもって構成し、各種議題について協議する。

第 16 条 本部会の定足数及び議決数

- 1、本部会の定足数は本部サポーターの 3 分の 2 とする。委任状、議決権行使書の提出者（書面または電磁的方法による）も含む。
- 2、本部会の決議は、対面による決議、または書面決議（電磁的方法も含む）によるものとし、過半数で決する。
- 3、未投票、議決権行使書の未提出、および白紙提出は賛成に含むものとする。
- 4、可否同数の場合、会長がこれを決める。

第 17 条 会長、副会長、事務局の任務は次のとおりとする。

- 1、会長は、この会を代表し、総会及び本部会等を招集し、会務を司る。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その任務を代行する。
- 3、事務局は、各種会議の議事や、この会の活動記録の整理保管及び庶務を行う。
- 4、事務局は、この会の会計事務を行い、総会に提出する予算案作成及び決算報告を行う。
- 5、事務局は、活動の見える化を図るため、サポーター活動の除法発信を行う。

第 18 条 広報部

~~広報部は、活動の見える化を図るため、サポーター活動の情報発信を行なう。~~

第 19 条 校外部

校外部は、生徒の通学の安全を確保するため、パトロール隊を運営する。また生徒の校外生活における安全性の向上を図るため、地域での活動を通して交流を深める。

第 20 条 イベント部

イベント部は、体育祭、音楽祭などのイベントを円滑に運営するため、イベントボランティアを募集し、当日の運営を統括する。

第21条 顧問

顧問は、会長または副会長経験者が就き、本部サポーター活動へのアドバイスをを行う。

第22条 学校運営協議会委員

学校運営協議会委員は、校長の推薦により、学校運営協議会の一員として活動する。
学校運営協議会の主な役割は以下の通りである。

- 1、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2、学校運営について、校長又は教育委員会に意見を述べることができる。
- 3、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

第23条 校長、副校長は、すべての会議にいつでも出席し、傍聴または会の運営に関して職務上必要な意見を述べることができる。

第24条 特別委員会

特別委員会は必要に応じて、本部会の議を経て設け、任務の終了をもって解散する。

第25条 会計

この会の経費は、会費及びその他の収入で賄う。会費は1世帯あたり年額2,400円とする。

第26条 会計年度

この会の会計年度は、当年4月1日より翌年3月31日までとする。

第27条 会計監査

この会の会計監査は、該当年度の会計に携わっていない前年度の役員2名が行う。

第28条 会則の変更

この会の会則は、総会で改正することができる。

付則

第29条 この会の設立年月日は昭和51年5月1日とする。

第30条 この会に必要な細則は、本部会により別に定める。

第31条 この会則は令和5年4月1日より施行する。

第32条 この会の名称を令和5年4月1日より「松中サポーターズクラブ」に変更する。

第33条 この規約は以下の日付に一部改正施行する。

・令和6年5月11日

松中サポーターズクラブ 細則

第1項 コミュニケーション基盤 (第4条 活動)

会員間の報告・連絡・相談をスムーズに行うため、会員は全員がコミュニケーション基盤としてLINE WORKSに登録する。

第2項 文書管理 (第4条 活動)

文書は、LINE WORKS上のフォルダを利用し管理する。

第3項 企画 (第4条 活動)

松中サポーターズクラブ主催のイベント企画 (Gift for School など) に関し、その内容は本部会で決議する。

第4項 会員任期と更新 (第10条・第11条)

イベントサポーター、スマイルサポーターは1年任期とするが、年度末までに本人からの種別変更、退会などの申し出がない限り自動更新とする。

第5項 予算の変更 (第13条・第15条)

予算の組み替えなどの変更は、以下のとおりとする。

- 1、変更金額が5万円以内の場合、本部会の過半数で決議する。
- 2、変更金額が5万円を超える場合、臨時総会の過半数で決議する。

第6項 会費 (第25条 会計)

転出・転入者・退会者に関して会費の扱いは以下のとおりとする。

- ①年度途中の転出者・退会者には返金しない。
- ②1学期中の転入者からは、全額を徴収する。
- ③2学期中の転入者からは、半額を徴収する。
- ④3学期以降の転入者からは、徴収はしない。

ただし転入者が3年生の場合、3学期であっても卒対費は徴収する。

第7項 慶弔 (第25条 会計)

生徒・保護者・兄弟及び教職員 (本人) の弔辞 5,000円

ただしこれに対し、いかなる返礼も行わないものとする。

組織図

